

# まちなみ

まちなみバックナンバー  
(市公式サイト)



～人と環境に優しいまちづくりを目指して～

第65号

令和5年4月15日

編集・発行 羽村市まちづくり部区画整理課

## 事業の整備状況をお知らせします

羽村駅西口土地区画整理事業では、令和2年度から令和5年度までの4か年の整備計画に基づき、優先整備エリアである都市計画道路3・4・12号線周辺において、継続的に宅地造成や区画道路の整備等を進めています。

4か年の最終年度となる今年度は、2月に発表した「羽村駅西口地区の都市基盤整備に関する基本方針」に基づき、令和6年度以降の整備計画を立案するとともに、既に移転にご協力をいただいている権利者の皆様への仮換地先の早期返地に向け、埋蔵文化財調査の状況を踏まえながら整備等を進めてまいります。

権利者の皆様におかれましては、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。



### 第65号の主な内容

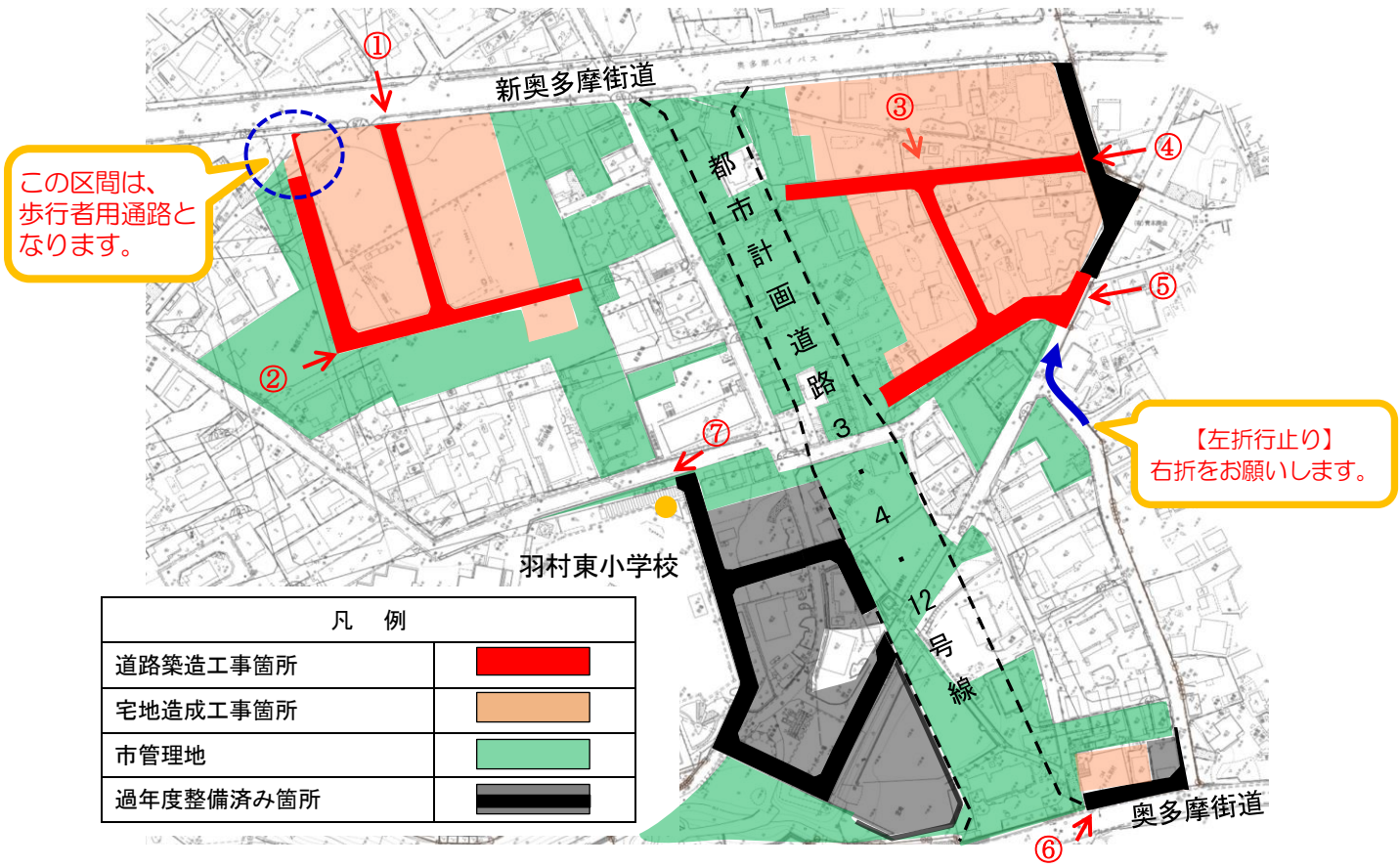
1. 令和4年度の工事の進捗状況
2. 令和5年度の整備概要
3. その他のお知らせ

建物等の調査に、  
ご協力をお願いします。



# 1. 令和4年度の工事の進捗状況

羽東二丁目及び川崎四丁目において、区画道路の築造工事や宅地造成工事等を行うとともに、令和5年度以降の工事に向け、建物移転や市管理地の一部で埋蔵文化財調査を実施しました。



【整備前の状況】  
(上図 ①)



【令和4年度 工事完了後】  
(上図 ①)



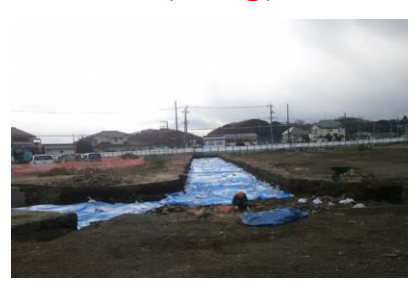
【整備前の状況】  
(上図 ②)



【令和4年度 工事完了後】  
(上図 ②)



【整備前の状況】  
(上図 ③)



【令和4年度 工事完了後】  
(上図 ③)



【整備前の状況】  
(左図 ④)



【令和4年度 工事完了後】  
(左図 ④)



【整備前の状況】  
(左図 ⑤)



【令和4年度 工事完了後】  
(左図 ⑤)



【整備前の状況】  
(左図 ⑥)



【令和4年度 工事完了後】  
(左図 ⑥)



【整備前の状況】  
(左図 ⑦)



【令和4年度 工事完了後】  
(左図 ⑦)



### 【住宅市街地総合整備事業】

羽村駅西口地区は、狭い道路が多く一部住宅の老朽化なども進んでいることから、密集市街地の整備改善を目的とした「住宅市街地総合整備事業（住市総）」の重点整備地区となっています。

市では、「土地区画整理事業」と「住市総」を一体的に行うことで、災害に強いまちづくりを進めています。

令和4年度は、「住市総」による国の補助金を活用して、羽村東小学校に耐震性貯水槽（地震に強い防火水槽）を設置しました。

(左図 ⑦ ● )



## 2. 令和5年度の整備概要

今年度に行う「羽村大橋周辺」における工事概要をお知らせします。

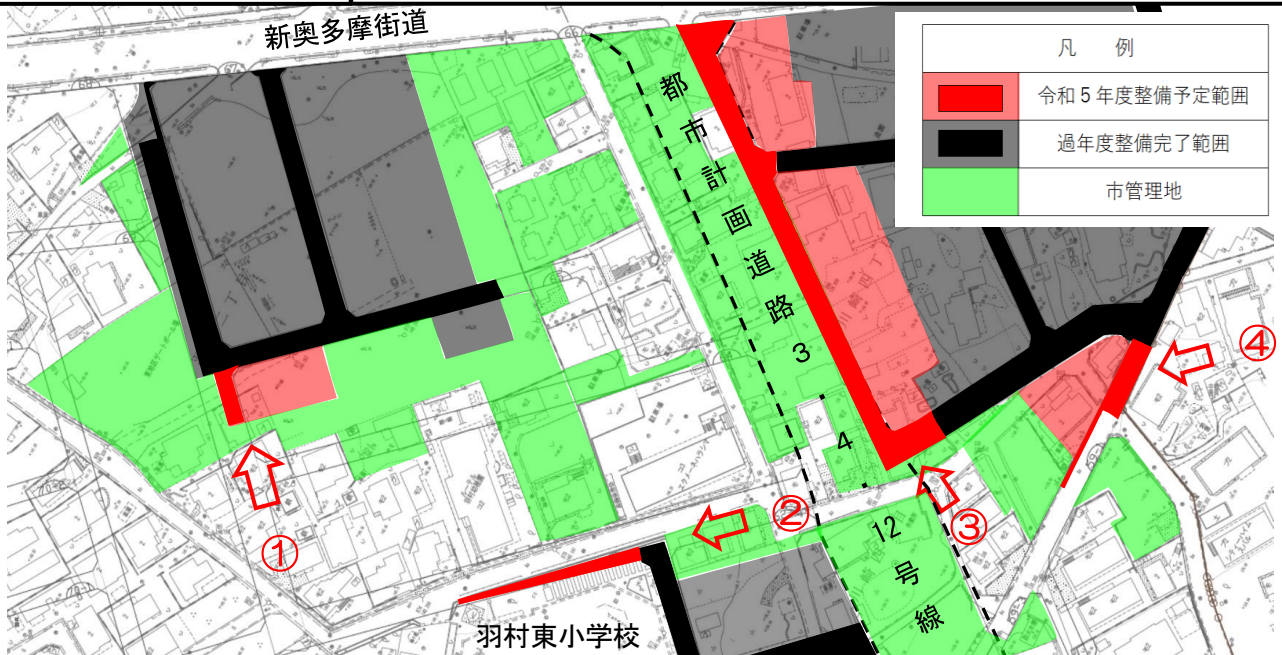
既に移転にご協力をいただいている関係権利者皆様の仮換地先を確保するため、建物等の移転及び権利者のアクセス道路の整備等を進めます。

なお、移転協議の状況や埋蔵文化財調査の進捗状況により、移転や工事の実施時期を変更する場合がありますので、ご不明な点については区画整理課へお問い合わせください。

### 羽村大橋周辺 (新奥多摩街道側)

(主な工事等)

- ・主に都市計画道路3・4・12号線計画線内の埋蔵文化財調査を進めるとともに、発掘調査が完了した範囲について、主に権利者のアクセス道路の整備及び宅地造成工事を行います。
- ・令和6年度以降の移転に向け、羽村大橋周辺を中心に対象となる権利者の建物等の調査を進めます。



( 写真撮影方向 上図 ① )



( 写真撮影方向 上図 ③ )



( 写真撮影方向 上図 ② )



( 写真撮影方向 上図 ④ )



### 3. その他のお知らせ



#### ■ 環境配慮事業助成制度について

羽村市では、再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効利用を目指す方、新たに土地や建物に緑化を行う方、生ごみを減らす容器を購入する方などの経費負担の一部を、市内消費の活性化を促す方法（エコポイント方式）によって助成する制度があります。

今後、仮換地先で建築される際には、ぜひ、ご活用ください。

今回は、3つある「環境配慮事業助成制度」の一部をご紹介しますので、環境に配慮したまちづくりにご理解とご協力をお願いいたします。

1. 「創省エネ化助成」：太陽光発電システムなど、23の助成対象となる工事項目があります。
2. 「緑化事業助成」：生け垣緑化、庭木緑化、屋上緑化、壁面緑化の4つの緑化事業があります。
3. 「家庭用生ごみ処理容器等購入助成」：処理容器購入費用の助成

#### 【創省エネ化助成：太陽光発電システム】

太陽光発電システムを設置する場合に助成します。

なお、一般住宅と共同住宅等に設置する太陽光発電システムでは、助成対象工事等の条件が異なりますので、詳細については、環境保全課までご相談ください。

（助成率）対象経費の2分の1又は助成上限のいずれか低い方

優先（市内業者の場合） 上限 150,000円（または16,000円/kWのいずれか低い方）  
一般（市外業者の場合） 上限 80,000円（または8,000円/kWのいずれか低い方）

#### 【緑化事業助成：生け垣緑化】

生け垣緑化は、家屋が所在する土地において、隣接する第三者の所有地の境界線に沿って行う緑化事業です。

（生け垣緑化助成限度額等）

対象となる高木の購入費、植栽に要する経費、補助資材設置経費、既存塀の撤去に要する経費に対し、限度額200,000円以内で助成します。

また、優先（市内の施工者）の場合と一般（市外の施工者）の場合等で助成額が異なりますので、詳細については、環境保全課までご相談ください。

※ 令和5年度の申請受付は5月1日（月）からとなります。助成の対象となる方や手続きなどの詳細については、市公式サイトを確認するか、お問い合わせください。

問合せ **羽村市 環境保全課 環境保全係**

電話 042-555-1111（内線224～227）

※ 助成制度の内容については、適宜、変更がありますので、ご注意ください。



環境配慮事業助成制度（市公式サイト）

## ■事業計画変更に係る取消請求事件の最高裁決定について

羽村市が平成26年12月17日に行った第2回事業計画変更決定の取消しを求める訴訟（事業計画変更決定取消請求事件）について、本年3月2日、最高裁判所において、上告人（原告）が行っていた上告を退ける決定がありました。

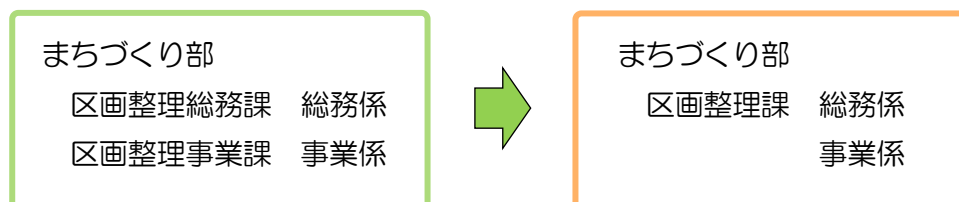
これにより、事業計画変更決定（第2回変更）を適法とする東京高等裁判所の判決（※）が確定し、市の主張が認められました。

※ 東京高等裁判所は、事業計画の目的や設計等の内容、事業の前提となる都市計画等の点について、いずれも適法であると認めました。また、事業計画のうち資金計画及び事業施行期間の点については、令和元年に行った第3回事業計画変更決定により既に変更されているため今回の裁判所の判断の対象とはならないとしたうえで、第2回変更の資金計画の内容及び事業施行期間の設定についても、違法であるとは認められない旨の裁判所の見解が示されました。

## ■組織の変更等について

令和5年4月1日付の組織改正に伴い、区画整理総務課と区画整理事業課を統合し、区画整理課に名称を変更しました。

なお、羽村駅西口土地区画整理事務所の開所時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の  
**午前10時00分～午後4時00分** までとなりますので、ご注意ください。



### ■ 羽村市役所内 まちづくり部区画整理課 (総務係・事業係)

【電 話】 042 - 555 - 1111 (内線 280・281)

### ■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【所在地】 羽村市羽東 1-29-35

【電 話】 042 - 570 - 7474

